

自動車環境管理指針

広島市告示第111号

平成21年3月31日

広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、自動車環境管理指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

広島市長 秋葉 忠利

1 自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関して事業者が講ずべき措置

事業者は、次の措置の中から、個々の事業活動の規模、種類等の事情、事業活動を行う地域の環境の状況及び技術的可能性を踏まえて、適切に選択した措置を講ずることにより、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るものとする。

(1) 低公害車等の積極的導入

ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、最新排出ガス規制適合車等の低公害車等の導入を積極的に推進すること。

(2) 自動車使用の抑制

ア 公共交通機関等の利用の促進

従業員の業務その他の事業活動に関する移動において、環境への負荷の小さい交通手段である公共交通機関（電車、バス等）や自転車などの利用推進を図ること。

イ 車両の有効利用の促進

(ア) 共同輸配送、積合せ輸送等による積載率の向上

複数の事業者による共同の輸配送及び共同運行の実施、積み荷情報の共有化並びに輸送需要を的確に把握することによる積合せ輸送の推進を図ること。

(イ) ジャスト・イン・タイムサービス等の改善

荷主等と調整し、取引単位の大規模化等により、貨物の輸送頻度又は納品回数の削減を実施すること。特に、計画性及び必然性のない多頻度少量輸送やジャスト・イン・タイム（曜日及び時間指定）の貨物の輸送の見直し及び改善を行うこと。

(ウ) 輸送ルート効率化

事業所と輸送中の自動車間及び輸送中の自動車相互間の情報交換により、自動車の効率的な走行ルートを選択すること。

(3) 自動車の点検・整備について

自動車の性能の維持、燃料の使用の抑制等のため、次の事項について、マニュアルの作成や従業員の教育等を通じて実施の徹底を図ること。

ア エアクリーナーの清掃及び交換

イ エンジンオイルの適正な選択及び定期的な交換

ウ タイヤ空気圧の適正化

(4) 燃料抑制のための運転

自動車の運転に際して、燃料の使用の抑制等のため、次の事項について、マニュアルの作成や従業員の教育等を通じて実施の徹底を図ること。

- ア アイドリングストップ
- イ 無用な空ぶかしの排除
- ウ 急発進及び急加速の排除
- エ 交通の状況に応じた安全な定速走行の励行
- オ 一段上のギアへの早めのシフトアップ
- カ 予知運転による停止及び発進回数の抑制
- キ 減速時におけるエンジnbrakeの活用
- ク 過度のエアコンの使用抑制

(5) 自動車を使用する事業者に対する協力

事業者は、荷主又は着荷主として、自動車を使用する事業者が行う温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施に協力すること。

- ア 貨物の輸配送を委託する場合における、荷さばき場の整備等による事業者への協力
- イ 発注を行う場合における、発注の計画化、平準化等による事業者への協力

2 自動車環境計画書の提出等

(1) 変更後の自動車環境計画書の提出

条例第16条第3項（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の自動車環境計画書の提出の際には、所定の様式に変更事項についての概要に関する書類を添えて提出しなければならない。

(2) 自動車環境計画書等の概要の公表

条例第18条第1項（条例第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項を含む内容について、インターネットの利用又は事業所における備え置きや掲示等の適切な方法により行うものとする。

ア 自動車環境計画書

- (ア) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 特定自動車の保有状況
- (エ) 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制
- (オ) 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

イ 自動車環境報告書

- (ア) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 事業の概要
- (ウ) 前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等